

平成24年12月中川村議会定例会議事日程(3)

平成24年12月14日(金) 午前9時30分 開議

日程第1	陳情第12号	安心できる介護保険制度の実現を求める陳情書
日程第2	陳情第13号	すべての原子力発電所再稼働の中止を求める意見書の提出を求める陳情書
日程第3	発議第1号	中川村村議会委員会条例の一部を改正する条例について
日程第4	発議第2号	中川村議会会議規則の一部を改正する規則について
日程第5	発議第3号	安心できる介護保険制度の実現を求める意見書の提出について
日程第6	発議第4号	すべての原子力発電所再稼働の中止を求める意見書の提出について
日程第7		委員会の閉会中の継続調査について

出席議員(10名)

1番	中塚礼次郎
2番	高橋昭夫
3番	藤川稔
4番	山崎啓造
5番	村田豊
6番	大原孝芳
7番	湯澤賢一
8番	柳生仁
9番	竹沢久美子
10番	松村隆一

説明のために参加した者

村長	曾我逸郎	副村長	河崎誠
教育長	松村正明	総務課長	宮下健彦
会計管理者	宮澤学	住民税務課長	北島眞
保健福祉課長	玉垣章司	振興課長	福島喜弘
建設水道課長	鈴木勝	教育次長	座光寺悟司
教育委員長	松村隆	代表監査委員	鈴木信

職務のために参加した者

議会事務局長	中平千賀夫
書記	松村順子

平成24年12月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成24年12月14日 午前9時30分 開議

- 事務局長
○議長
○厚生文教委員長
- ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)
ご参集ご苦労さまでございます。
ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。
日程第1 陳情第12号 安心できる介護保険制度の実現を求める陳情書を議題といたします。
本件は厚生文教委員会に付託してあります。
厚生文教委員長より審査結果の報告を求めます。
それでは陳情の審査結果を報告いたします。
12月10日の本会議におきまして当厚生文教委員会に付託されました陳情、受理番号12 安心できる介護保険制度の実現を求める陳情書につきまして、去る12月13日、第2委員会室において全委員出席のもと、慎重に審査しました。
結果は賛成多数で採択です。
審査の過程で出された意見等は次のとおりです。
「高齢化が進み、介護労働者の人材確保が必要だが、実態は、正規職員が少なく、パートが多く、劣悪な労働条件だ。介護報酬が上がっても現場の労働者には還元されない。最低賃金を決めるなどシステムを変えないとだめだ。」「今日の経済状況では、厳しいのは介護の分野ばかりではない。年を越すのも大変な業者が多い。」「自治体の特別会計の負担増は困る。」「家庭での介護ができるのに施設に頼り過ぎているケースもある。権利ばかりでなく、義務を考える必要がある。」「施設介護に頼らなければ生活していけない実態もあり、家庭崩壊の危機もある。老健などの施設は、利用料に所得化段階があるが、民間などでは1ヶ月13万円～18万円くらいの負担があり、年金だけでは対応できない。」など、介護保険制度に対するさまざまな問題点が出されました。
しかし、陳情の趣旨は理解できるとして賛成多数で採択となりました。
以上、よろしくご審議をお願いします。
報告を終わりました。
これより委員長報告に対する質疑を行います。
(柳生 仁) ただいま委員長から丁寧な報告がございました。
介護の現場は非常に大変であります。私は、そう思っております。また、働く方々も安い報酬でもって働いております。こうした中でもって、今日、財源不足というものは、どこで補うか、そこら辺をどのように審議されたかお伺いします。
その財源の問題も、この中では出ました。しかし、そのことだけを言っていたんで

は、こうした陳情は、検討できないというか、審査していけないということで、経済状況とか、いろいろあるけれども、本当に最後の場面では大変であるし、また、その問題は、ほかの、また、陳情等もあるので、そうした面で対応していったらというような内容でした。

- 議長
○議長
○議長
○議長
○議長
○総務経済委員長
- ほかに質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
討論なしと認めます。
これより採決を行います。
この陳情に対する委員長の報告は採択です。
この陳情は委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕
全員賛成です。よって、陳情第12号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。
日程第2 陳情第13号 すべての原子力発電所再稼働の中止を求める意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。
本件は総務経済委員会に付託してあります。
総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。
陳情、受理番号13号 すべての原子力発電所再稼働の中止を求める意見書の提出を求める陳情について、その審査結果を報告をいたします。
去る12月10日、議会本会議において総務経済委員会に付託をされました受理番号13号 すべての原子力発電所再稼働の中止を求める意見書の提出を求める陳情書について、12日、役場第1委員会室において委員全員出席のもとに審査を行いました。
審査の結果は、賛成多数で採択であります。
陳情の趣旨は、大地震による福島原子力発電所の事故が1年9ヶ月経過した現在も事故の原因や究明が明らかにされず、その中で大飯原発が再稼働をし、大間原発などの建設も再開しようとしている。放射能の危険性から16万人の住民が故郷、ふるさとに帰られない現実もあり、住民の安全や生命を守る立場から、すべての原子力発電所の再稼働の中止を国、国会に求めるというものです。
中川村議会としては、昨年の6月、また今年の3月の議会で原子力発電所の安全対策や脱原発など、政策実行を求める意見書を議員全員賛成により議員発議として国、国会に提出をしております。
今回の陳情は、その趣旨を変えて、再稼働の中止を求めるというもので、意見書文言の「すべての原子力発電所の再稼働を直ちに中止をする」と、「その「直ち」という

意味は、ちょっと無理があるんじゃないか。」と、こういうことで、その文面を「すべての原子力発電所の再稼働は、安全性が確認をされるまで中止をすること」に修正をして、賛成多数の採択になったということであります。

なお、以前、委員の意見として、「原発の問題は、なかなかわからない。原発廃止は難しい部分があるので、慎重に判断をしたい。」「原発、直ちに反対は、代替エネルギーや電気料の値上げ、節電などの難しさから、趣旨採択を。」という発言もありました。

以上、報告であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

○6番 (大原 孝芳) 今の説明の中で、陳情書の中では「再稼働を直ちに中止する」ということを委員会では「すべての原子力発電所再稼働は、安全性が確認されるまで中止する」というふうに文言を変えているわけですが、この変えるまでの経過の中で、今まで、その大飯原発が再稼働した場合は、電力が足りないということで、非常に危険性が、まだ、その時点では福島原発の事故の検証がされないままに動かされている、それからまた、この変えた後の安全性が確認されるまでという、その安全性っていうものの根拠というんですかね、例えば、原子力規制委員会、今、ありますが、そういった、その安全性を本当に担保できる、その、例えば、規制委員会なんかでは、決して、例えば、原発っていうのは、ある部分、国で推し進めたわけでありましたが、非常に民間の部分があって、規制委員会が安全性がないと言ってもとめられないとか、そういった現実があると思うんですが、そういった、その安全性が確認っていうのは、安全性っていう、その何ていうんですかね、その安全性の根拠っていうんですかね、そういった、その、どれをもって安全とするかね、今の国の、今の進め方ではですね、なかなか、その担保されていないっていうね、そういうふうに思うんですが、そこら辺は、委員会の中で、今までの、何ですか、プロセスと、それから、今現在の、その原発に対する安全性という、そこら辺については、議論されたんでしょうか。

○総務経済委員長 今のお話は、出ました。しかし、その内容における、その奥に関しては、特別に意見はありませんでしたけれども、しかし、そうした、今、情報、広報、いろいろに流れておりますけれども、そうした内容が人ごとではないと、人ごとではないという形の向きの発言がありました。

以上であります。

○議長 ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

○9番 (竹沢久美子) 私も、今、大原議員から出されたように、本当は、この文面どおりのほうがいいという認識でございます。

しかし、こうしたものを出していくことが必要だという立場から賛成討論をさせていただきます。

2011年3月11日の福島原発事故は、私たちの価値観をも変えるものでした。

原発事故後、一時的には原発ゼロになりましたが、民主党政権は、国民の声を無視して大飯原発を再稼働してしまいました。結果的には、今年の暑い夏も電力は足りていました。

先日も地震がありました。まず、最初に頭をよぎったのは、収束宣言はされておりますけど、実際には収束されていない福島原発のことでした。

飯館の皆さんを初め、いつふるさとへ帰れるともわからない多くの人があります。

私も原発のない未来を子や孫につないでいきたいとの思いから、さよなら原発上伊那の会のデモに参加しています。私の願いは、即、原発ゼロです。

中川村議会でも、本年3月の原子力発電所の安全対策と脱原発政策の実行を求める意見書など、3・11以降、原発に関する意見書を何回も出しています。

私は、今回、これが、この陳情が、文面が変えられたので非常に残念ですが、こうした声を地方から絶えず上げていくことが大事だ、そういう立場で賛成といたします。

以上です。

○議長 長 ほかに討論ありませんか。

○6番 (大原 孝芳) 私も、今、竹沢議員が言ったように、本当に、文言だけでは済む問題ではないんですが、こうしたことを、本当に、今、言われたように、地方からもどんどん発信していくと、そういったことは非常に大事かと思って、賛成にしたいと思います。

しかし、下のほうの委員の意見として、原発の問題は、なかなかわからないとか、難しいとかって、いろんな意見が出たそうなんですが、これは、難しいとか、わからないとか、そういうレベルじゃなくて、私たちは、もう、何ていうんですかね、あの3・11で経験しているわけなんですよ。ですので、それは、もう、何ていうか、放射能っていう恐ろしさをですね、国民は本当に知ったわけです。それなのに、もう、あたかも、1年9ヶ月たつと、もう忘れたかのように、原発っていうものを動かしていこうっていう勢力が、まだ、いまだに、選挙中ではございますが、本当に多く容認するような意見が多々ありまして、私は、本当に、非常に危機感を持っているわけですが、こうした問題については、もう、本当に、即というよりも、もう、放射能っていう、その原発っていうものは、稼働することもそうだし、これから、それをずっと100年も、未来の子どもたちに、その処理までも、廃炉するにしても、大きな負担をかけていくという、原発っていうものは、そういうもんであるっていうことは、もう、共通認識でございますので、本当に、中川村議会からも大きな声を出して、これからもずっと訴え続けることが大事だと思って、賛成といたします。

○議長 長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。
この陳情に対する委員長の報告は採択です。
この陳情は委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕
○議長 賛成多数です。よって、陳情第 13 号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。
日程第 3 発議第 1 号 中川村議会委員会条例の一部を改正する条例について
を議題といたします。
朗読願います。
○事務局長 朗読
○議長 提案理由の説明を求めます。
○7 番 (湯澤 賢一) 中川村議会委員会条例の一部を改正する条例の案文を朗読いたしまし
て説明にかえさせていただきます。
中川村議会委員会条例(昭和 63 年条例第 12 号)の一部を次のように改正する。
第 7 条中、第 4 項を第 7 項とし、第 1 項から第 3 項までを 3 項ずつ繰り下げ、同条
に第 1 項から第 3 項までとして次の 3 項を加える。
議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。
2 常任委員及び議会運営委員は、会期の初めに議会において選任する。
3 特別委員は議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議
されている間、在任する。
附則
この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 72 号)附則第 1
条ただし書きに規定する規定の施行の日から施行する。
以上であります。
よろしくご審議のほどお願いいたします。
○議長 説明を終わりました。
これより発議第 1 号について質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕
○議長 全員賛成です。よって、発議第 1 号は原案のとおり可決されました。

日程第 4 発議第 2 号 中川村議会会議規則の一部を改正する規則について
を議題といたします。
朗読願います。
○事務局長 朗読
○議長 提案理由の説明を求めます。
○2 番 (高橋 昭夫) それでは、中川村議会会議規則の一部を改正する規則について、案
文を朗読しまして説明にかえさせていただきます。
提案理由
地方自治法の一部が改正されたことに伴い、本案を提出する。
中川村議会会議規則の一部を改正する規則
中川村議会会議規則(昭和 63 年規則第 1 号)の一部を次のように改正する。
目次中、
「第 14 章 会議録(第 117 条―第 120 条)
第 15 章 全員協議会(第 121 条)
第 16 章 議員の派遣(第 122 条)
第 17 章 補則(第 123 条)」
を
「第 14 章 公聴人(第 117 条―第 122 条)
第 15 章 参考人(第 123 条)
第 16 章 会議録(124 条―第 127 条)
第 17 章 全員協議会(第 128 条)
第 18 章 議員の派遣(第 129 条)
第 19 章 補則(第 130 条)」
に改める。
第 17 条第 1 項中「115 条の 2」を「115 条の 3」に改める。
第 73 条第 2 項中「109 条の 2 第 4 項」を「109 条第 3 項」に改める。
第 17 章中第 123 条を第 130 条とし、同章を第 19 章とする。
第 16 章中第 122 条を第 129 条とし、同章を第 18 章とする。
第 15 章中第 121 条を第 128 条とし、同章を第 17 章とする。
第 14 章中第 120 条を第 127 条とし、第 117 条から第 119 条までを 7 条ずつ繰り下げ、
同章を第 16 章とし、第 13 章の次に次の 2 章を加える。
第 14 章 公聴会
(公聴会開催の手続)
第 117 条 議会が、法第 115 条の 2 第 1 項の規定により、会議において、公聴会を
開こうとするときは、議会の議決でこれを決定する。
2 議長は、前項の議会の議決があったときは、その日時、場所及び意見を聞こう
とする案件その他必要な事項を公示する。
(意見を述べようとする者の申し出)

第118条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文章であらかじめその理由及び案件に対する賛否を議会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第119条 公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前述の規定によりあらかじめ申し出たもの及びその他の者の中から議会において定め、議長は、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件について賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第120条 公述人が発言をしようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聞こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言が、その範囲を超え、または公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、または退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第121条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理または文書による意見の陳述)

第122条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、または文章で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りではない。

第15章 参考人

(参考人)

第123条 議会が法115条の2第2項の規定のより、会議において参考人の出席を求めようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

2 前項の場合において、議長は、参考人に、その日時、場所及び意見を聞こうとする案件、その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第120条、第121条及び第122条の規定を準用する。

附則

この規定は、公布の日から施行する。ただし、第73条第2項の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書きに規定する規定の施行の日から施行する。

以上であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

ここで暫時休憩とします。しばらく自席でお待ちください。

[午前 9時59分 休憩]

[午前10時01分 再開]

○議長 会議を再開します。

案件の中に記述上の誤りがありますので、事務局長のほうから訂正を申し上げます。

○事務局長 訂正をお願いしたいと思いますが、中川村議会会議規則の一部を改正する規則についての中で、目次中ですけれども、何々を何々に改めるのうちの第14章でありますけれども、「公聴人」となっておりますが、「公聴会」と改めていただきたいと思っております。

それから、第119条でありますけれども、公述人の決定のところでありますけれども、この2行目ですけれども、「前述の規定により」とありますが、「前条の規定により」ということで、この2カ所について訂正をお願いしたいと思っております。

○議長 暫時休憩をお願いします。

[午前10時02分 休憩]

[午前10時03分 再開]

○議長 再開します。

局長のほうから、もう1点の変更がありますので、お願いします。

○事務局長 第15章 参考人の第123条でありますけれども、「議会が法115条の2」というところですが、「第」を入れていただくということで「法第115条の2」というふうに訂正をお願いしたいと思っております。

○議長 これより発議第2号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおりに決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、発議第2号は原案のとおりに可決されました。

日程第5 発議第3号 安心できる介護保険制度の実現を求める意見書の提出について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 趣旨説明を求めます。

○3番 (藤川 稔) それでは、発議第3号 安心できる介護保険制度の実現を求める意見書の提案説明を申し上げます。

なお、説明につきましては、お手元に配付された案文の朗読をもってかえさせていただきます。

また、案文中、金額の万円と表記されているものにつきましては、万と1,000円と読みかえさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

安心できる介護保険制度の実現を求める意見書

2012年4月から3年間、第5期の65歳以上の第1号介護保険料は全国平均で月額4,972円に、長野県内の63保険者は881円増の平均月額4,920円となりました。制度がスタートした第1期と比較して2,574円、約2.1倍も上昇して、高齢者には思い負担増となっています。利用者と家族にとっては、利用限度額上限に達して必要なサービスが受けられない、利用料負担が重くて必要な介護を受けることができないなど、家族の介護負担も一向に軽減されていません。

同時に行われた介護報酬改定は、ヘルパーの生活援助の時間区分が1時間から45分とされ、サービス低下や事業所の経営悪化、ヘルパー収入減など、さまざまな問題が表面化しています。デイサービスは、時間区分が変更され、7時間以下の事業所には12%近い介護報酬引き下げとなり、多くの事業所では、やむなく7時間以上に延長して対応していますが、利用者からの苦情やスタッフのシフト、送迎体制にも影響が出ています。

介護崩壊と言われる介護現場は、人手不足を反映した過酷な勤務環境と低賃金からくる離職率は20%を超え、介護職場では働き続けられない実態が続いています。介護労働者の平均賃金は21万4,000円であり、全産業平均32万3,000円と比較して10万9,000円も低い状況です。

安全・安心の介護の提供と介護の専門性が発揮できる介護現場にしていくためには、介護職員の大幅増員と処遇改善が必要です。

以上の趣旨から、下記の事項について国に要望します。

記

- 1 介護現場の実態を踏まえ、介護報酬を早急に引き上げること。
- 2 国庫負担を拡充し、介護保険料と利用料負担を軽減するとともに、介護職員の処遇改善を進めること。
- 3 生活援助の時間短縮を見直し、必要なサービスを受けられるように改善すること。

以上です。

議員各位におかれましては、趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

説明を終わりました。
これより発議第3号について質疑を行います。

質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおりに決定することに賛成の方は挙手願います。

○議 長

〔賛成者挙手〕
全員賛成です。よって、発議第3号は原案のとおりに可決されました。
日程第6 発議第4号 すべての原子力発電所再稼働の中止を求める意見書の提出
について

を議題といたします。

○事務局長

朗読願います。

朗読

○議 長

趣旨説明を求めます。

○1 番

（中塚礼次郎） 発議第4号のすべての原子力発電所再稼働の中止を求める意見書、朗読をもちまして説明とさせていただきます。

東日本大震災で福島第一原発が損傷、放射能災害が起きたことで「原発は壊れない」とする神話は崩れ去りました。事故から1年以上が経過しても事故は収束しておらず、被害者の救済、賠償も、まだまだこれからです。

原子力発電所は、耐震審査指針に基づいて設計され、地震に対して安全を確保しているとされてきましたが、それが事実でないことは既に明らかになりました。

原子炉は、一たん事故が起きると甚大な被害が予想されることから、十分な安全性を確保することが不可欠です。

原子力発電の災害は、尊い命を奪い、郷土を奪い、日本の伝統を破壊します。人の住めない場所ができるということは、日本の領土の一部が失われることでもあります。もし、次に原発災害が起きたら、日本に未来はありません。

よって、国におかれては、下記の措置を講じられるよう強く要請し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

- 1 すべての原子力発電所の安全が確認されるまで再稼働を中止すること。
- 以上、よろしくご審議をお願いします。

○議 長

説明を終わりました。
これより発議第4号について質疑を行います。
質疑はありませんか。

○議 長

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。
これより採決を行います。
本案は原案のとおりに決定することに賛成の方は挙手願います。

○議長 [賛成者挙手]
賛成多数です。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。
日程第7 委員会の閉会中の継続調査について
を議題といたします。
総務経済委員長、厚生文教委員長及び議会運営委員長から、議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。
お諮りいたします。
本件について委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。
これで本定例会の会議に付された事件の審議はすべて終了しました。
ここで村長のあいさつをお願いします。

○村長 平成24年中川村議会12月定例会の閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。
今定例会におきましては、提案申し上げましたすべての議案を原案どおりお認めいただき、まことにありがとうございました。
また、ただいまは、すべての原発の再稼働の中止を求める意見書が、すばらしい文言で賛成多数で採択をされました。「原子力発電の災害は、命を奪い、郷土を奪い、日本の伝統を破壊します。人の住めない場所ができるということは、日本の領土の一部が失われることでもあります。もし、次に原発災害が起きたら、日本に未来はありません。」このような文言で採択をされましたこと、大変、議会に対して敬意を表すところでございます。
また、一般質問におきましては、来年度の予算や男女共同参画、任意の予防接種などにつきまして数多くのご質問、問題提起をちょうだいいたしました。
ご存じのとおり、来年は村長選挙の年であり、当初予算につきましては骨格予算とせざるを得ませんが、ご提言を検討し、6月議会以降、取り組むべき施策は早急にスタートできるよう準備をしておかねばならないと考えております。
明後日は衆議院選挙投票日で、深夜には大勢が見えてくるかと思えます。今回の選挙は日本の今後を決める大きな岐路の選択であり、原発にこれからも依存し続けるのか、また、TPPに踏み込んで日本の制度や経済自治に外国資本の介入を許すのか、また、日本を戦争のできるありきたりな国に戻していくのか、そういった大きな判断が問われています。一人一人の有権者が、どのような未来に1票を投じることになるのか、しっかりと考えて、参政権を行使し、その結果が誇りにできる国づくりにつながっていくことを心より念願して、定例議会閉会のごあいさつといたします。
大変ありがとうございました。

○議長 これ为本日の会議を閉じます。

○事務局長 以上をもって平成24年12月中川村議会定例会を閉会といたします。
ご苦労さまでした。
ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午前10時20分 閉会]

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____